

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第190号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月8日 12時15分ごろ
発生場所	香川県高松市小槌島 <small>こづち</small> 北方沖 小槌島灯台から真方位022° 2,200m付近 (概位 北緯34° 24.89′ 東経133° 55.90′)
事故等調査の経過	平成26年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート じゅん、5トン未満 271-26019岡山、個人所有 B プレジャーボート スヌーピー <small>ツ</small> Ⅱ、5トン未満 242-18824岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷等 B 左舷側外板に擦過傷、左舷船首部ハンドレールが曲損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、小槌島北方沖において、潮上りを行うため、約10km/hの速力で手動操舵により西進した。 船長Aは、多くの釣り船が漂流して釣りを行っていたので、至近で漂流中の釣り船を避けながら西進中、船首方至近にB船を認めたが、どうすることもできず、平成26年9月8日12時15分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者B」という。）1人を乗せ、小槌島北方沖において、船首を南東方に向け、漂流して釣りを行っていた。 B船は、船長Bが右舷中央部で右舷方を向いて釣りを行っていたところ、A船と衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 東流約2.1ノット、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、至近で漂流中の釣り船を避けることに注意を向けていたので、衝突直前までB船に気付かなかった。 本事故発生場所付近では、約20～30隻の釣り船が密集し、漂流して釣りを行っていた。

	<p>船長Bは、B船の周囲には多くの釣り船がいたので、航行する他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りを行っていた。</p> <p>船長A、船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小槌島北方沖を手動操舵で西進中、船長Aが、至近で漂泊中の釣り船を避けることに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、衝突直前までB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小槌島北方沖で釣りをを行いながら漂泊中、船長Bが、釣りをを行い、見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、小槌島北方沖において、A船が手動操舵で西進中、B船が釣りをを行いながら漂泊中、船長Aが、至近で漂泊中の釣り船を避けることに注意を向け、また、船長Bが、釣りをを行い、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。